

「保育所委託費等の弾力運用に係る事前協議」事務取扱要領

制 定 平成 17 年 3 月 2 日（局長決裁）福保運第 708 号
最近改正 令和 3 年 10 月 28 日こ保運第 976 号

（趣旨）

第 1 条 この要領は、「横浜市保育所委託費経理等取扱要綱」（平成 23 年 3 月 31 日こ保第 3380 号）及び「横浜市保育所委託費経理等取扱要綱事務取扱要領」（平成 23 年 3 月 31 日こ保第 3380 号）」に定める保育所委託費等の弾力運用について、保育所委託費の適正な経理の執行を図ることを目的として、協議項目、必要書類及び審査手順等について、必要な事項を定めるものとする。

（適用除外）

第 2 条 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（平成 16 年 3 月 12 日雇児発第 0312001 号）」は、保育所については適用除外とする。

（用語の定義）

第 3 条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 取扱要綱 「横浜市保育所委託費経理等取扱要綱」（平成 23 年 3 月 31 日こ保第 3380 号）
- (2) 取扱要領 「横浜市保育所委託費経理等取扱要綱事務取扱要領」（平成 23 年 3 月 31 日こ保第 3380 号）
- (3) 委託費 取扱要綱第 2 条に規定する保育所委託費
- (4) 積立資産の目的外使用 保育所委託費の各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合
- (5) 当期末支払資金残高 保育所の施設拠点区分における保育所委託費その他を含む全収入から事業活動支出及びその他の一切の支出、並びに各種積立資産への積立額等を除いた額
- (6) 取り崩し 当該年度における前期末支払資金残高（前年度決算における当期末支払資金残高）を取り崩して使用すること
- (7) 第三者評価 「福祉サービスの第三者評価事業の指針について」の全部改正について（平成 26 年 4 月 1 日雇児発 0401 第 12 号）に規定する第三者評価事業で、「社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 福祉サービス第三者評価機関認証要綱」（平

成 22 年 4 月 1 日) に基づくかながわ福祉サービス第三者評価推進機構の
認証を受けた評価機関が実施する第三者評価事業

- (8) 第三者委員 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情
解決の仕組みの指針について」(平成 12 年 6 月 7 日厚生省児発第 575 号)
に規定する第三者委員
- (9) 子育て支援施設 「児童福祉法」(昭和 22 年法律第 164 号) 第 6 条の 3
第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第 3 項に規定する子育て
短期支援事業、同条第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業及び同条第
7 項に規定する一時預かり事業、同条第 13 項に規定する病児保育事業、同
条第 14 項に規定する子育て援助活動支援事業のいずれかを実施する施設
- (10) 社会福祉法人会計基準 「社会福祉法人会計基準(平成 28 年 3 月 31 日
厚生労働省令第 79 号)」に定める会計基準
- (11) 学校法人会計基準 学校法人会計基準の一部を改正する省令(平成 27
年 3 月 30 日文部科学省令第 13 号)に定める会計基準
- (12) 資金収支計算分析表 取扱要綱別表 7 に定める資金収支計算分析表

(事前協議)

第 4 条 取扱要綱第 2 条 3 項及び第 4 条に規定する協議(以下、「保育所委託費
等の弾力運用」という。)を行おうとする保育所設置者(以下「申請者」という。)
は、その実施前に、事前協議書(第 1 号様式)によりこども青少年局長に対し事
前に協議しなければならない。

(必要書類)

第 5 条 事前協議を行う際は、別紙様式に以下の各号の書類を添付するもの
とする。

- (1) 資金の使用目的、財源内訳、所要額の根拠等が明確に記載されたもの(第
2 号様式)
 - (2) 資金計画書、見積書、契約書等、資金の額及び使途内容が分かるもの
 - (3) 別表 1 に定める当該施設拠点区分の計算書等
 - (4) 弾力運用を実施する施設の直近の監査結果通知の写し
 - (5) 事前協議要件確認資料(第 3 号様式)
- 2 前項各号の書類のほか、事前協議にあたって補足資料等がある場合、又はこ
ども青少年局長が必要と判断して提出を求めた書類については、これを添付
するものとする。

(提出期限)

第 6 条 申請者は、原則として当該年度の事前協議を 12 月末までにこども青少

年局長に行うものとする。やむを得ない事情で12月末までに行うことができない場合は、当該年度3月31日までに行うものとする。3月31日を過ぎた場合は事前協議を行うことはできず、当該年度の保育所委託費等の弾力運用はできないものとする。

(審査手続き)

第7条 こども青少年局長は、審査について、適切な保育所運営が確保され、取扱要綱の要件等を満たすものであることを確認するため、次の各号の手順に沿って行うものとする。

(1) 要件の確認

次のアからオの全てに該当する場合に限り、事前協議を認めるものとする。

ア 取扱要綱の第2条第5項に掲げる要件が満たされていること（ただし取扱要綱第2条第3項の積立資産の目的外使用の場合を除く。）。

イ 取扱要綱の第5条第1項及び第2項に抵触する事実が無いこと。

ウ 取扱要綱の第6条第2項及び第3項に該当する事実が無いこと。

エ 取扱要綱の第7条に関して、保育所委託費以外の収入については、関係法令及び助成要綱等に示された要件を満たしているものであること。

オ その他、保育所の運営に関して問題となるような事実が無いこと。

(2) 額の範囲の確認

前号の要件を全て満たす場合は、保育所委託費等の弾力運用における限度額は、取扱要綱において定められた額の範囲内とする。

(3) 使途の範囲の確認

第1号の要件を満たす場合は、保育所委託費等の弾力運用における使途の範囲は、取扱要綱において定められた使途の範囲内とする。

(4) 資金の使途内容が適切であるかの審査

資金の使途内容が前号により認められる使途に合致するかについて、第5条に規定された資料等に基づき審査するものとする。審査は①資金の充当先が適切か、②資金の使途内容に逸脱がないか、③所要額の根拠が明らかで、その額が適正と認められる範囲にあるか等について確認するものとする。

(5) 直近の監査結果通知の写し及び事前協議要件確認資料（第3号様式）の内容確認

記載内容が①事実に即しているか、②事前協議書（第1号様式）の「4 要件の確認」(1)～(3)の該当項目と矛盾がないか、③児童の処遇・施設の運営等について問題となる事由がないか等について確認するものとする。

2 前項各号の確認等にあって疑義等がある場合は、申請者に対し口頭又は書面による説明若しくは追加資料の提出を求めることができるものとする。

(審査結果の決定)

第8条 こども青少年局長は、審査の結果、第7条第1項の各号の内容が全て満たされる場合においては、資金の使途及び額について、事前協議書に記載された内容の範囲に限り、保育所委託費等の弾力運用を認めるものとする。

2 前項の規定に関わらず、第7条第2項について申請者から説明若しくは追加資料の提出が得られない場合は、保育所委託費等の弾力運用を認めないものとする。

(結果の通知)

第9条 こども青少年局長は、第8条により審査結果を決定したときは、事前協議結果通知書(第4号様式)により申請者に通知する。

2 保育所主管課長は、前項の規定による通知の内容について、協議結果報告書(第5号様式)により監査主管課長に通知する。

(実施結果の報告)

第10条 申請者は、第8条第1項により事前協議が認められた場合には、保育所委託費等の弾力運用の実施結果報告書(第6号様式)に、保育所委託費の弾力運用を実施した年度の資金収支計算書及び貸借対照表等の決算書類を添付するとともに、保育所等の創設にあたっては、施設整備が完了したことがわかる書類を添付して、当該会計年度の終了後3か月以内に、こども青少年局長に提出しなければならない。

2 保育所主管課長は、前項の報告書を受理したときは、その写しを監査主管課長に送付するものとする。

(決算)

第11条 申請者は、保育所委託費等の弾力運用を実施した年度の決算書類に、事前協議結果通知書(第4号様式)の写し及び実施結果報告書(第6号様式)の写しを添付しなければならない。

(第三者評価の受審及び結果の報告)

第12条 申請者は、保育所委託費等の弾力運用の実施にあたり、第三者評価を受審したときは、第三者評価受審結果報告書(第7号様式)をこども青少年局長に提出しなければならない。

(決算の修正等)

第13条 こども青少年局長は、申請者が第4条に規定する事前協議を経ないで保育所委託費等の弾力運用を実施した場合、又は事前協議結果通知書と異なる内容で保育所委託費等の弾力運用を実施したと認められる場合には、保育所委託費等の弾力運用の実施額若しくは協議結果通知書において承認された額を超える部分について、期限を定めて当該施設拠点区分への速やかな返還等を申請者に求めるものとする。

2 こども青少年局長は、前項の期限までに申請者が返還をしない場合は、取扱要綱第6条第2項により、処遇改善加算全額を停止するものとする。

附 則

(施行及び適用の期日)

1 この要領は、平成17年3月2日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要領施行の際、既にこの要領に定める目的外使用等又は保育所運営費の充当を実施している場合は、この要領に定める手続きを行うことで、事前に協議がなされたものとみなす。

附 則

1 この要領は、「積立預金の目的外使用及び当期末支払資金残高の取り崩し、並びに保育所運営費の充当にかかる事前協議」事務取扱要領（平成17年3月2日制定）を、一部改正のうえ名称変更したものである。

2 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、「積立預金の目的外使用、保育所運営費の充当及び前期末支払資金残高の取り崩しにかかる事前協議」事務取扱要領（平成17年3月2日制定、平成19年3月31日最終改正）を、一部改正のうえ名称変更したものである。

2 この要領は、決裁の日から施行する。

3 この要領の施行の際、既に改正前の「積立預金の目的外使用、保育所運営費の充当及び前期末支払資金残高の取り崩しにかかる事前協議」事務取扱要領に定める規定により作成された様式及びそれに準ずる届出書類並びにそれらに基づき行われた手続その他の行為は、この要領の相当規定によるものとみなす。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行及び適用の期日)

1 この要領は、平成 28 年 1 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における第 6 条の規定の適用について、「12 月末まで」とあるのは「当該年度 1 月末まで」とする。

3 この要領の施行の際、既に改正前の「保育所運営費等の弾力運用に係る事前協議」事務取扱要領に定める規定により作成された様式及びそれに準ずる届出書類並びにそれらに基づき行われた手続その他の行為は、この要領の相当規定によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 2 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 10 月 28 日から施行する。

別表 1 当該施設拠点区分の計算書類

会計基準	当該年度予算	前年度
社会福祉法人会計基準	・ 資金収支計算書	・ 資金収支計算書 ・ 貸借対照表
学校法人会計基準	・ 資金収支計算分析表	・ 資金収支計算分析表 ・ 貸借対照表
企業会計の基準による場合	・ 資金収支計算分析表	・ 資金収支計算分析表 ・ 貸借対照表
上記以外の会計基準により会計処理を行っている場合	・ 社会福祉法人会計基準に定める計算書類	

《参考》

○取扱要領 別表 1

- 1 「延長保育事業の実施について」(平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 10 号)に定める延長保育事業及びこれらと同様の事業と認められるもの
- 2 「一時預かり事業の実施について」(平成 27 年 7 月 17 日 27 文科初第 238 号雇児発 0717 第 11 号)に定める一時預かり事業
ただし、当分の間は平成 21 年 6 月 3 日雇児発第 0603002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含む
- 3 乳児を 3 人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ
- 4 「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成 26 年 5 月 21 日雇児発 0529 第 18 号)に定める地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 5 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」(昭和 39 年法律第 134 号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。)の受入れ
- 6 「家庭的支援推進保育事業の実施について」(平成 25 年 5 月 16 日雇児発 0516 第 5 号)に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 7 休日保育加算の対象施設
- 8 「病児保育事業の実施について」(平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 12 号)に定める病児・病後児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの